

所定疾患施設療養費算定について

介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、所定の疾患を発症した場合における施設での医療について、以下の条件を満たした場合に評価されることになりましたので、当施設ではホームページ上に「所定疾患施設療養費に係る治療の実施状況」を公表いたします。

【条 件】

1. 所定疾患施設療養費は、肺炎等により治療を必要とする状態になられた入所者に対し、利用管理として投薬・検査・注射・処置等が行われた場合に、1回に連続する7日間を限度とし月1回に限り算定するものであって1月に連続しない1日を7回算定することは認められない。
2. 所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は、同時に算定することはできない。
3. 対象となる入所者の状態は次のとおりであること。
 - イ 肺炎
 - ロ 尿路感染症
 - ハ 帯状疱疹（抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る）
4. 算定する場合にあっては、診断名・診断を行った日・実施した投薬、検査、注射、処置の内容等記載する。
5. 請求に際して、診断・行った検査・治療内容等を記載する。
6. 算定開始後は、治療の実施状況について公表する。

令和2年度

疾患名	人数	検査内容	治療・処置内容	投薬内容
肺炎	1名	診察、聴診	クーリング、喀痰吸引 日常動作全般介助 酸素吸入	レボフロキサシン セフトロペンピボキシル
尿路感染	31名	診察・尿検査	クーリング 日常動作全般介助	レボフロキサシン アモキシシリン セフトロペンピボキシル
帯状疱疹	0名	—	—	—

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R3.1	2月	3月	合計
のべ日数	23	25	3	16	38	0	5	7	18	12	13	11	171
肺炎	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7
尿路感染	23	18	3	16	38	0	5	7	18	12	13	11	164